

議案第78号

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市立市民センターの事業の一部を区において実施することに伴い所要の改正を行うとともに、当該施設の適正かつ効果的な運営を図るため指定管理者が行う管理に関する業務の範囲を拡大する必要があるによる。

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例

福岡市立市民センター条例（昭和52年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第15条第2項第1号中「第2条第4号、第5号及び第6号」を「第2条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。